#### ◆ 新型iPadが中国で発売開始

米アップルのタブレット型端末「iPad」の最新モデルが、日本などの発売(3月中旬)から約4カ月遅れて中国でも発売された。

新型 i P a d は、商標権に関する中国企業との裁判の影響で発売できない状態が続いていたが、7月に入りアップルが中国企業に6000万ドルを支払うことで和解した。

今回の発売においては、大きな混乱もなく、注目される市場の割には地味な滑り出しとなった。

過去のアップルの新製品発売時には、アップルストア前に徹夜組を含む長蛇の列ができるなど大きな注目を集めており、特に「iPhone4S」発売時には、北京の店舗で夜明け前に発売中止がアナウンスされ、それに激怒した客らが卵を投げつけるなど騒動に発展していた。

#### ◆ サムスン電子 新製品の開発段階から弁理士参加

サムスン電子の関係者によると、「サムスン電子は最近、特許関連人材の採用を大幅に増やし、各事業部に配置する弁理士の数を増やしている」という。

今後、サムスン電子では、弁理士が新製品や新技術の企画段階から参加し、関連技術の海外特許現況、既存の特許を避けて開発する方法などを助言する。このような動きは、世界各地で繰り広げられている特許訴訟の経験に基づく判断といえる。

サムスン電子が公開した経営報告書によると、2005年に250人だった特許専門人材は、昨年末450人に増えている。

#### ◆ 都道府県型JPドメイン名 登録商標で優先登録申請

株式会社日本レジストリサービスは、新設した「都道府県型JPドメイン名」の優先登録申請の受付を開始した。この優先登録申請では、通常の登録申請の受付に先立ち、登録商標の権利者を対象に登録商標と同一の文字列による都道府県型JPドメイン名を受け付ける。

都道府県型JPドメイン名とは、例えば「〇〇〇. osaka. jp」といった形式の47都道府県の名称のドメイン名のことであり、地域と関連したウェブサイトやメールアドレスに活用することを想定しており、「〇〇〇」の部分(第3レベルドメイン)はASCII文字列・日本語のどちらでも使用できる。

## 株式会社ノスクマード®インスティチュート®

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-1 ノスクマードビル TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066 URL http://www.yanagino.com

8

2012

#### ◆ 日立金属が特許侵害で29社を提訴

日立金属は、希土類焼結磁石に関する自社の米国特許が侵害されたとして、希土類焼結磁石とその 組込み製品の製造業者及び輸入業者など29社を、米国国際貿易委員会に提訴したと発表した。

日立金属は、実施許諾を受けずに製造された希土類焼結磁石とそれらの組込み製品の米国への輸入 差止めと、既に輸入された磁石・製品の販売差止めを求めており、提訴した企業は、中国の希土類焼 結磁石メーカーとその輸入業者、磁石を使用したボーズやシュアなどの音響機器メーカーやキャラウェイゴルフやアディダスなどのスポーツ用品メーカーなど合計29社となっている。

日立金属は、希土類焼結磁石について米国に100件以上(全世界で600件以上)の広範な特許網を保有し、中には、希土類焼結磁石を安全で効率的に生産するためには不可欠と考えられる特許も含まれている。

#### ◆ 日本のITベンチャー企業がグーグルを訴えライセンス契約を勝ち取る

電子データ配信サービスのイーパーセル(東京)は、世界の巨大IT関連企業13社を相手取った 訴訟で、米グーグルと和解し、ライセンス契約を勝ち取った。

イーパーセルは昨年3月頃、グーグル、米ヤフー等の世界を代表するITや通信関連企業を相手に、 米国テキサス州の裁判所で13社を相手に特許侵害訴訟を起こし、今年4月までにカナダのリサー チ・イン・モーションなど5社と和解してライセンス契約を結んでいた。

イーパーセルの北野社長は、「本命はアップルで世界標準の技術力を証明したい。」と特許訴訟の狙いを話す。

イーパーセルが特許侵害として訴えた自社技術は「通信が途切れてもデータを途中から再送信し、確実に届ける仕組み」など7件。いずれも現在の通信・ネットサービスには欠かせない技術であり、例えば「自分あてにデータが届いたことを画面上で知らせる仕組み」は、メールの受信やソフトウエアの更新情報などで日常的に使われている。また、「ネット上で個人の嗜好を収集・解析する仕組み」はグーグルの特徴である検索連動型広告システムに関係している。

#### ◆ マイクロソフトが「Metro」を改称へ 商標権問題が原因か

米マイクロソフトがWindows PhoneおよびWINDOWS 8のタイル状のユーザーインタフェースの名称として使用していた「Metro」を改称するようだ。

マイクロソフトの広報担当者は、訴訟を起こされているわけではないと断り、「Metro」という名称はコードネームとして使ってきたものであり、今後は別の正式名称で呼ぶ予定だと語ったという。しかし、この変更については、「欧州の重要なパートナーとの協議」の結果、Metroブランドの「使用を中止」せざるを得なくなった、とした社員向けのメモが存在するとも言われている。

マイクロソフトは「商標や著作権の問題に起因した訴訟の恐れがあったためではないか」との質問に対しては、回答を拒否している。

9

2012

#### ◆「ゆうメール」 和解で日本郵便が使用継続

ダイレクトメールの企画・発送代行を行なう株式会社札幌メールサービス(札幌市)が、ダイレクトメールサービスについての「ゆうメール」の商標権を侵害されたとして郵便事業会社(日本郵便)に対し、使用の差止めなどを求めた訴訟の控訴審は知財高裁で和解が成立した。

詳しい和解条件は双方とも明らかにしていないが、日本郵便は「従来と変わらないサービスを提供できる和解内容」としている。

株式会社札幌メールサービスは平成15年4月に「各戸に対する広告物の配布など」の分野の商標として「ゆうメール」を特許庁に出願し、平成16年6月に登録されていた。

一方、日本郵便は平成16年11月に別の商品等について商標登録していたが、1審の東京地裁は 今年1月の判決で「広告物の配布」に使用しているとして日本郵便の侵害を認定し、DMなど広告物 を配達する際の使用を中止するよう命じていた。

#### ◆ セイロガン 大幸薬品の差止請求に棄却判決

「セイロガン糖衣A」を製造・販売する大幸薬品(大阪府)が同社の「セイロガン糖衣(とうい) A」とパッケージデザインが似た薬を販売していた製薬会社キョクトウ(富山市)に、製造販売の差し止めや1千万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が、大阪地裁であった。

判決では、「正露丸」の名称が1950年代から胃腸薬として一般的に使われていたこと、大幸薬品の製品には「ラッパのマーク」があること等から、両製品が類似しているとは言えないと判断した。 なお、大幸薬品はこの判決を不服として即日控訴している。

#### ◆ アイリスオーヤマが不使用で「エコルクス」の商標権消滅か?

アイリスオーヤマ(仙台市)がLED照明等に使用している「エコルクス」の商標権について、知 財高裁は、商標を3年間使っていない時期があったとして、同社の商標登録を有効とした特許庁の審 決を取り消した。

特許庁では、本件審判の請求の登録前に当該商標を用いた包装用容器のデザインをデザイン会社に依頼し、審判の請求の登録後に、この包装容器を用いた本件商品の営業活動等を行ったことを理由として、3年間の不使用を認定せず取消請求を棄却していた。

これに対し、知財高裁は、「商標法2条3項1号所定の「商品の包装に標章を付する行為」とは、指定商品を現実に包装したものに標章を付し又は標章を付した包装用紙等で指定商品を現実に包装するなどの行為をいい、指定商品を包装していない単なる包装紙等に標章を付する行為又は単に標章の電子データを作成若しくは保持する行為は、商標法2条3項1号所定の「商品の包装に標章を付する行為」に当たらない」として上記審決を取り消す判決を下した。

#### ◆ リニアモーター式単軸ロボット等についての特許侵害の裁判でヤマハ発動機が敗訴

アイエイアイ (静岡市) は、ヤマハ発動機に訴えられていた、リニアモーター式単軸ロボットとロボット制御装置に関する特許権の侵害訴訟で、アイエイアイの全面勝訴とする知的財産高等裁判所の判決が確定したと発表した。

2009年6月にヤマハ発動機がアイエイアイに対して、対象商品の製造・販売の差し止めと損害 賠償30億円を求めて提訴していたが、第一審の大阪地方裁判所と同様、知財高裁がヤマハ発動機の 控訴の棄却判決を出していた。これに対してヤマハ発動機は上告せず同判決が確定した。

ヤマハ発動機は、「今回の結果は弊社の主張が受け入れられず非常に遺憾だが、判決後に検討を重ね た結果、上告しないこととした。」とコメントしている。

#### ◆ 中国で「成田」等の千葉県14市町村名が商標登録

「成田」や「千葉」等の千葉県内14市町村の地名が中国で商標登録されていたことが、千葉県議会の議員の調査によって判明した。これらの商標登録により、中国で特定の商業分野における商品名や社名に「成田」等を使用することができないこととなる。

また、14市町村の他に「利根川」も登録されていた。

これらの商標登録は何れも中国や台湾の企業・個人が申請したものであり、古いものでは2004 年から登録されていた。

千葉県内の企業の進出を見込んで出願された可能性がある。

#### ◆「日本維新の会」商標登録

「日本維新の会」(代表・橋下大阪市長) は、党名の商標登録を特許庁に出願することを決めた。発明家のドクター中松氏が昨年12月に同じ名称で商標登録を出願していたことが判明し、維新の会以外の商標登録を防ぐ必要があると判断したことによる。

中松氏の出願は書籍製作などに関するものであったが、特許庁で拒絶され権利は与えられていなかった。

政党では、他に民主党が2008年2月に党名を商標登録している。

#### ◆ スニーカーの4本線はアディダスと混同するおそれあり 知財高裁が判決

アディダス(独)が、自社デザインの3本ラインと酷似しているとして、ニッセンホールディングス(京都市)の靴に関する4本ラインの登録商標に対して、登録の無効を求めていた裁判で、知財高裁は「混同の恐れがある」と判断し、アディダスの主張を認める判決を下した。

判決では、「3本ラインといえばアディダスの運動靴を思い浮かべるほど、著名なものだ」とし、「4本ラインの間にある三つの空白部分を見て、3本のストライプだと認識し、アディダス製品と混同するおそれがある」と説明している。

#### ◆「音」、「動き」、「ホログラム」、「色彩」、「位置」を商標権の保護対象に

特許庁は、「音」、「動き」、「ホログラム(立体画像)」、「色彩」、「位置」を商標権の保護対象とするため、2013年度の通常国会に商標法改正案を提出する方針という。早ければ2014年から施行される予定。 これらの商標権は、言葉の壁を越えて企業ブランドを商品やサービスに盛り込めるほか、コピー商品を排除する抑止力としても有効に機能するため、世界的に権利を認める流れが強まっている。

#### ◆「がんばろう日本!知的財産権活用企業事例集2012」特許庁

特許庁は、知恵と知財を武器に活躍している中小企業等の取組事例を紹介した「がんばろう日本!知的財産権活用企業事例集2012」を刊行したと発表した。同冊子には、知的財産権の戦略的な活用により、業界ナンバーワンのシェアを獲得した中小企業等や、国内市場が縮小傾向にある分野において、海外展開を進めることにより新たな需要につなげた中小企業等の具体的な事例が紹介されている。

「がんばろう日本!知的財産権活用企業事例集2012」を発刊します~知恵と知財でがんばる中小企業50の物語~

#### ◆ 中国で「紀州」の商標出願 和歌山県が異議申立て

和歌山県は、香港企業「日本名人有限公司」が「紀州」の名称を中国商標局に商標登録出願していたとして同局に対して、異議を申し立てたことを明らかにした。この「紀州」のロゴのデザインは、「紀州製竿組合」(和歌山)のものと酷似しており、これが盗用された可能性もある。

「紀州」のような地名が商標登録されると、和歌山県の産品を中国に輸出する際にトラブルになる可能性があるため、近年、和歌山県は地域ブランドを保護すべく中国での商標登録の出願状況について監視調査等の対策を行っている。

和歌山県は、今後も商標登録状況の監視を続け、不当な出願が見つかった場合には中国当局に公正な判断を求め、地域ブランドの保護に努めたいとしている。

#### ◆ 特許出願件数で中国が初めて世界第1位に

世界知的所有権機関(WIPO)が発表した2011年の国別の特許出願受付件数で、中国(52万6412件)が米国(50万3582件)を抜いて初めて首位に立ったことが分かった。中国企業の技術志向が高まり、国内からの出願が急増したためと見られている。

中国は、2010年までに商標、意匠、実用新案の出願で既に世界第1位となっていたため、今回の特許の世界第一位により、これらの主要な知的財産権の全てにおいて首位に立ったこととなる。

2位以下は米国、日本、韓国が続いているが、日本は6年連続で前年割れとなっている。 なお、出願件数の伸び率ではインドの6. 4%増や南アフリカの13. 5%増が目立っている。

#### ◆ セガが人気ゲームソフトの開発会社を特許侵害で提訴

セガ(東京都)がソフト開発会社のレベルファイブ(福岡市)に対して、ゲームの「イナズマイレブン」シリーズで使用されている技術が自社の特許を侵害しているとして、シリーズ8作品の販売差し止めや約9億円の損害賠償等を求める訴えを東京地方裁判所に提起した。

セガは、当該特許権に関係するキャラクター移動の技術について、レベルファイブと昨年から9カ月にわたり交渉を続けていたが、結局合意には至らず、10月22日に提訴へ踏み切ったとしている。

また、損害賠償の額については、シリーズ8作品の販売実績から得られるはずだった特許使用料(10%)として算出されている。

これに対し、レベルファイブは自社の技術が当該特許権を侵害するものではないとして反論している。

#### ◆ 「甲子園」を阪神電鉄が商標登録

阪神甲子園球場を運営する阪神電鉄(大阪市)が「甲子園」(コーシエン)を、去年11月24日に出願し、今年7月20日に登録されていたことが明らかになった。

阪神電鉄は、「現状のままだと、各地に甲子園と名付けられた野球場ができても抗議できないと判断し、 商標登録出願を行なった」と説明し、「ファンに育てていただいたブランドイメージを、商標登録することでこれからも守っていきたい」としている。

### 株式会社**ノスクマード®インスティチュート®**

〒532-0003 大阪市淀川区宮原 1-1 5-1 ノスクマードビル TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066 URL http://www.yanagino.com